

令和3年

## 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

令和3年7月1日 開会

令和3年7月1日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和3年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

第1日（令和3年7月1日）（木）

|                      |    |
|----------------------|----|
| ○議事日程                | 1  |
| ○出席議員                | 1  |
| ○説明者氏名               | 1  |
| ○職務のために出席した者         | 1  |
| ○本会議の会議事件            | 2  |
| ○開会                  | 3  |
| ○日程第1 議席の指定について      | 4  |
| ○日程第2 会議録署名議員の指名について | 4  |
| ○日程第3 会期決定について       | 4  |
| ○日程第4 議会議案第2号上程      | 5  |
| ○日程第5 議長の選挙について      | 6  |
| ○日程第6 議席の変更及び指定について  | 9  |
| ○日程第7 副議長の選挙について     | 9  |
| ○日程第8 議案第5号上程        | 10 |
| 理事者説明                | 10 |
| 採決                   | 11 |
| ○日程第9 議案第6号上程        | 11 |
| 理事者説明                | 11 |
| 質疑                   | 12 |
| 採決                   | 16 |
| ○日程第10 議案第7号上程       | 16 |
| 理事者説明                | 16 |
| 質疑                   | 16 |
| 採決                   | 19 |
| ○閉会                  | 20 |

令和3年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会（第1日）

令和3年7月1日（木）

○ 議 事 日 程

|     |      |     |  |
|-----|------|-----|--|
| 第1  |      |     | 議席の指定について                                    |
| 第2  |      |     | 会議録署名議員の指名について                               |
| 第3  |      |     | 会期決定について                                     |
| 第4  | 議会議案 | 第2号 | 議長の辞職許可について                                  |
| 第5  | 選挙   | 第1号 | 議長の選挙について                                    |
| 第6  |      |     | 議席の変更及び指定について                                |
| 第7  | 選挙   | 第2号 | 副議長の選挙について                                   |
| 第8  | 議案   | 第5号 | 大東四條畷消防組合監査委員の選任について                         |
| 第9  | 議案   | 第6号 | 財産の取得について                                    |
| 第10 | 議案   | 第7号 | 大東四條畷消防組合職員等のサービスの宣誓に関する<br>条例の一部を改正する条例について |

○ 本日の会議に付した事件

日程第1から第10まで

○議員定数9名

出席議員9名

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1番 児玉 亮  | 4番 水落 康一郎 | 7番 岸田 敦子 |
| 2番 天野 一之 | 5番 森本 勉   | 8番 渡辺 裕  |
| 3番 小南 市雄 | 6番 瓜生 照代  | 9番 大東 真司 |

○説明者

|        |       |         |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 管理者    | 東坂 浩一 | 四條畷消防署長 | 西岡 栄治 |
| 副管理者   | 東 修平  | 次長兼警防課長 | 木村 真敏 |
| 会計管理者  | 山鬼 太  | 総務課長    | 堤 悟士  |
| 消防長    | 牧野 功  | 予防課長    | 馬場 秀一 |
| 消防次長   | 瀧田 昭彦 | 予防課参事   | 井藤 健  |
| 大東消防署長 | 田中 伸和 | 警防課参事   | 北口 昌宏 |

○職務のために出席した者

総務課長補佐 浅川 憲一 予防課長補佐 片山 和広

○事務局

総務課上席主査 春日 直樹      総務課上席主査 藤川 俊輔      総務課主査 清親 勇亮

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合監査委員の選任について
- ・財産の取得について
- ・大東四條畷消防組合職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

【開会 13時30分】

(水落議長) これより、令和3年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(水落議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和3年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、人事案件1件、財産の取得に伴う承認1件、条例の一部改正1件の計3件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(水落議長) 本日は、9名の出席をいただいております、議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

次に、理事者から第1回定例会会における答弁内容の訂正について申し出がありましたので、議長において許可し、ここで理事者に発言を求めます。

(馬場予防課長) 議長

(水落議長) 馬場予防課長

(馬場予防課長) 議案審議の前にお時間を頂戴し申し訳ございません。

令和3年2月17日に開催されました第1回定例会会の中で答弁しました内容に誤りがございましたので、訂正とお詫びを申し上げます。

お手元の会議録正誤表をご覧ください。

令和3年第1回定例会会議録 8ページ下から2行目の箇所ですが、急速充電設備のご質問に対

して、200 kWを超え 50 kW以下と答弁しましたが、正しくは 20 kWを超え 50 kW以下の間違いです。  
訂正しお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

(水落議長) 次に、事務局より諸般の報告をお願いいたします。

(春日総務課上席主査) ご報告をさせていただきます。

四條畷市議会より選出されておりました大矢議員、柳生議員、島議員が当組合議員の職を辞職されたことに伴い、四條畷市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、森本議員、瓜生議員、岸田議員が新たに選出されておられますのでご報告いたします。

以上でございます。

### 【日程第1 議席の指定について】

(水落議長) これより、議事に入ります。

日程第1 議席指定の件を議題といたします。

議席指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席につきましては、ただいまご着席のとおりとさせていただきます、私、水落は9番といたします。

### 【日程第2 会議録署名議員の指名について】

(水落議長) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号2番 天野議員、7番 岸田議員を指名いたします。

### 【日程第3 会期決定について】

(水落議長) 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩 13時35分】

---

(9番・水落議長退席)

【再開 13時36分】

(春日総務課上席主査) 再開に先立ちまして、事務局からご連絡を申し上げます。

先ほど、水落議長から議長辞職願が提出されました。

したがいまして、大東四條啜消防組合議会議長及び副議長が不在であることから、地方自治法第107条の規定により、選挙を行うまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うとされております。

つきましては、本日ご出席の年長議員は小南議員でいらっしゃいます。小南議員、議事進行をよろしく願いいたします。

【小南議員 議長席へ移動】

#### 【日程第4 議長の辞職許可について】

(小南臨時議長) ただいま議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま水落議長より議長辞職願が提出されましたので、この際、議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第4といたします。

それでは、日程第4、議会議案第2号 議長の辞職許可についての件を議題といたします。

事務局より辞職願を朗読いたします。

(春日総務課上席主査) 辞職願

私はこの度、一身上の都合により消防組合議会議長の職を辞したいので許可下さるようお願いいたします。

令和3年7月1日

大東四條啜消防組合議会議員 水落 康一郎

大東四條啜消防組合議会臨時議長 小南 市雄 様

以上です。

(小南臨時議長) お諮りいたします。

水落議長の議長辞職を許可することにご異議はございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって水落議長の議長辞職は許可されました。

#### 【9番 水落議員復席】

ただいま議長を辞職されました水落議員よりご挨拶をいただきます。

(水落議員) 議長の辞職にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

昨年7月、皆様のご推挙により議長という大役を仰せつかり、微力ではございましたが、議長の職責を果たすべく1年間邁進してまいりました。

本日、こうして議長の職を辞する日を迎えられましたのも、議員の皆様、また管理者をはじめ理事者の皆様のご協力のおかげと感謝を申し上げます。今後とも、組合議員として、責務を果たしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(小南臨時議長) ありがとうございました。

ただいま議長を辞職されました水落議員に対し、議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

水落議員は、議長としてその職務に精励され、消防行政の推進のため大きく貢献されました。ここに深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも健康にご留意され、市民の安心・安全の向上のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま水落議員の議長辞職に伴い議長に欠員が生じたので、この際、地方自治法第103条第1項の規定により、議長選挙の件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長選挙についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第5といたします。

#### 【日程第5 議長選挙について】

(小南臨時議長) 日程第5 選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りいたします。



選挙の方法につきましては、投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は9名です。投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

【「なし」の声あり】

配布漏れなしと認めます。

(投票箱設置)

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局が氏名を読み上げますので、点呼の順番により投票願います。

投票順は議席番号順とし、私、小南を最終といたします。

点呼を命じます。

(春日総務課上席主査) それでは、議席番号順で点呼をとらせていただきます。

1番 児玉議員、2番 天野議員、3番 大東議員、5番 森本議員、6番 瓜生議員、7番 岸田議員、8番 渡辺議員、9番 水落議員、4番 小南議員 以上でございます。

(投票終了)

(小南臨時議長) 投票漏れはありませんか。

【「なし」の声あり】

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、3番 大東議員、8番 渡辺議員を指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票9票。

無効投票なし。

有効投票中、大東議員9票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、大東議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された大東議員が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、大東議員にご挨拶を受けることといたします。

(大東議員) ただいま皆様のご推挙を賜り議長に当選いたしましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

昨年来より長期に渡るコロナ禍の中ですが、大東四條畷両市の市民にとって、大東四條畷消防組合が安心を与える存在であっていただきたいことをお願いしたいと思います。今後、議会運営につきましても、大東市、四條畷市の消防行政の推進に懸命の努力を傾注し、この大役を果たしたく存じますので、議員各位並びに管理者はじめ理事者の皆様方におかれましても、どうか温かいご支援ご協力をお願い申し上げます。

簡単措辞ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(小南臨時議長) 以上で私の職務は終わりとさせていただきます、議長の職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

【休憩13時49分】

(4番・小南議員復席)

【再開 13時50分】

【日程第6 議席の変更及び指定について】

(大東議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6 議席の変更及び指定の件を議題といたします。議席の変更及び指定は、会議規則第3条の規定により行います。

変更後の議席と氏名を事務局より朗読させます。

(春日総務課上席主査) 1番 児玉議員、2番 天野議員、3番 小南議員、4番 水落議員、5番 森本議員、6番 瓜生議員、7番 岸田議員、8番 渡辺議員、9番 大東議員。以上でございます。

(大東議長) お諮りいたします。

ただいま、事務局が朗読したとおり、議席を変更することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議席につきましては、ただいま朗読のとおりとさせていただきます。

暫時休憩いたします。

【休憩 13時51分】

-----  
【再開 13時52分】

【日程第7 選挙第2号 副議長の選挙について】

(大東議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7 選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございません

か。

**【「異議なし」の声あり】**

ご異議なしと認めます。

よって、議長におきまして指名することに決定をいたしました。

副議長に森本議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました森本議員を副議長の当選人と定め同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

**【賛成者挙手】**

挙手全員でございます。

よって、ただいま指名いたしました森本議員が副議長に当選いたしました。当選いたしました森本議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、森本議員よりご挨拶を受けることにいたします。

(森本議員) ただいま議員各位のご同意を賜り、副議長に選任いただきましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

今後、議会運営につきましては、皆様方のご指導を得まして、議長のよき補佐役としてこの大役を果たしたく存じますので、どうか温かいご支援、ご協力をお願いいたします。簡単措辞ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

**【日程第8 大東四條畷消防組合監査委員の選任について】**

(大東議長) 次に、日程第8 議案第5号 大東四條畷消防組合監査委員の選任についての件を議題といたします。

小南議員には、地方自治法第117条の規定により、ご退場のほどお願いいたします。

(3番・小南議員退場)

(大東議長) 理事者に説明を求めます。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 議案第5号 大東四條畷消防組合監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、種々検討いたしました結果、小南議員が最も適任と思料されますので、地方自治法第1

96条第1項の規定により、その選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。  
以上でございます。何卒、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本件を原案のとおり、同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。  
よって議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。  
退場願っております小南議員の入場をお願いいたします。

### 【3番・小南議員復席】

(大東議長) 小南議員に申し上げます。  
本件について、ただいまの審議の結果、原案に同意することに決しました。  
これより小南議員に、ご挨拶を受けることにいたします。

(小南議員) ただいま議員各位のご同意を賜り、議会選出の監査委員に選任いただきましたことは、この上なく光栄に存ずるところであり、その責任の重大さを痛感しております。  
この上は、皆様方のご指導と私の議会経験などを十分に生かしながら、市民の皆様信頼される消防組合の行財政の適正かつ公正な遂行に努めてまいり所存であります。  
どうか、組合議員各位並びに理事者各位のなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 【日程第9 財産の取得について】

(大東議長) 次に、日程第9 議案第6号 財産の取得について、理事者の説明を求めます。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 議案第6号 財産の取得について、ご説明申し上げます。  
議案書の2ページをご覧ください。  
本件は、車両更新整備計画に基づく、救助工作車の購入によるものであり、購入予定価格が2,

000万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げますのでございます。

契約の方法としましては、資料を追加させていただいております、入札結果一覧表のとおり、8者による指名競争入札を実施しました結果、キンパイ商事株式会社が1億2,650万円で落札したものでございます。

購入物品、契約金額、企業の経営規模等の概要につきましては、お手元に別途配布しております議案説明資料1ページのとおりでございます。

物品購入契約は、現在仮契約中でありまして、本会議の議決を賜りました後、本契約を締結し、購入の予定でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) 四條畷市選出の岸田です。消防議会は初めてですので、基本的な質問になるかもしれませんがよろしくお願いたします。

まず今回のこの議案の救助工作車の購入は、四條畷消防署に配備する救助工作車1台を更新するということです。まず基本的な問題として、今回の予定価格と落札率、その前の一番直近の救助工作車の購入時の購入額と落札率を教えてください。

今回、指名競争入札ということですがけれども、その理由も教えてください。

最後、救助工作車の更新基準は15年ということをお聞かせしておりますけれども、本来の更新時期は来年の予定ですが、今年度、前倒しにするということをお聞かせしております。その理由も教えてください。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回の救助工作車の予定価格でございますが、予定価格は1億2,861万7千円でございます。落札率は98.35%でございます。以上でございます。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) ご質問にお答えさせていただきます。

以前に直近で購入した救助工作車につきましては、大東消防署に配置されている大東救助が平成23年度に更新しております。購入金額につきましては、約9,200万円となっております、落札率につきましては98.7%となっております。

次に、救助工作車の耐用年数につきましては、大東四條畷消防組合消防車両等の更新整備に関する基準に基づき、救助工作車につきましては、車両の状態を考慮した上で、15年で更新することとしております。今回、更新の車両につきましては、14年で購入させていただきます。理由としましては、車両及び資機材の老朽化が見られることと、令和4年度以降に更新車両が複数控えていますので、1年前倒しの更新計画を立てさせていただきました。以上でございます。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 今回の入札方法についてお答えいたします。

消防車両の製造には専門的な技術を要することから、一般の入札に付することが適さないため地方自治法施行令第167条の規定に基づき指名競争入札を行っているものでございます。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) ありがとうございます。

まず、あの今回の車両購入と前回10年程前になるということですかね、その、購入価格と比べますと、予定価格の段階ですか。先程の9,200万円というのは購入価格ですね。はい、すみません。で、あったとしても2,400万ぐらいの差があるということですかね。これはまあ消費税の、3,400万、すいません、失礼しました。3,400万。まあ消費税の影響もあるというようなことも伺っていますけども、その他考えられる点、この差の質の問題とかそういった点で教えていただきたいのと、今回、前倒しにする理由に老朽化ということもおありだということですが、国の補助ってということも考慮してというのを事前にお伺いしております。これが、5年に1度の補助というようなことも伺いましたんですけども、今年度でないと補助が受けられないということなのか、その点の確認をさせていただきたいのと、この国の補助というのは、インターネットなんかで調べておられますと、救助工作車Ⅱ型であれば、基準額4,800万ぐらいだということを見かけてはきたんですけども、そういった基準額での補助になるのか、何分の何とか何%っていう補助になるのか、そのあたりも教えていただきたいと思います。

更新時期を1年前倒しにすることについては、老朽化に伴って更新しなければならないという事

情はおありかもしれませんが、費用的な問題で1年前倒しすることによる損失とか、今回国の補助を受けられる支出削減というような理由とか、こういったことを勘案して今年度ということにしたのかどうか、そのへんはどうか教えていただきたいと思います。

今回も過去の直近も落札率が98%台ということで、高い数字だなというふうに率直には感じます。指名競争入札ということですが、その理由も仰っていただきましたけれども、私もインターネットで調べておりますと、岐阜市では救助工作車も制限付きではありますが、一般競争入札を行っています。指名競争入札と制限付きなら一定条件的にそう変わらない面もあるのかもしれませんが、プラス、この岐阜市の令和元年度と2年度のそれぞれ購入しているんですが、それぞれ2者しか応札していないというそういう問題もあるんですけども、ただ、最近の救助工作車の結果を見ると、令和元年度分は落札率が96.97%、令和2年度分が94.05%なんですね。で、今回の救助工作車の予定価格は先ほど仰っていただいた1億2,800万ほどなので、単純に考えると1%違うと、128万円違うという計算です。仮にですけど、4%違えば500万円くらい安くなるという計算にはなってきます。そうしたことから、一般競争入札も検討してはどうかということなんですが、他にも宇治市では公募型指名競争入札を行っておりますし、千葉県匝瑳市というところでは、郵送事後審査方式制限付き一般競争入札というのを行っております。先ほども消防車の更新など、車両整備計画がおありだということです。性能も重要で安ければいいというものではないというのは理解はしてはいますが、性能が同程度でより安く入札ができるなら、こうした方式も検討していくべきではないかと思ったんですが、これについてはいかがでしょうか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(大東議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) ご質問にお答えさせていただきます。

まず、10年前の車両との金額の比較でございますが、メーカーに問い合わせたところ、当時の車両価格、シャシの価格自体が大幅に値上がりをしているということを聞いております。また、資機材につきましても、軽量化等が図られ性能はアップしているものの、比例して価格も上昇しているということを聞いております。そういう理由で、今回の金額となった理由だと思われまます。また、業者に問い合わせたところ、Ⅱ型救助工作車の平均、概ねですが、平均価格につきましては、1億3,000万円程度という情報も得ております。

次に、15年の計画から14年になった理由といたしまして、今年、2月議会でもご説明させて頂きましたが、来年度更新計画の中に化学車が入っておりまして、化学車と救助工作車2台を購入するとなりますと、財政負担が大幅にアップするという理由で救助工作車を前倒しとさせていただきます。しかしその後、化学車の車両状態、そして走行距離、また、災害現場への出場等を再度確認させていただき、車両状態はこの先も使用できる状態でありましたので、更新を見送らせていただきました。また、傷んでおるポンプ車がございましたので、またこれも15年で更新のところ14年で更新とさせていただく予定とさせていただきます。更新計画の前倒しについてはこのような理由からです。



そして、Ⅱ型であれば4,600万円で購入できるのではないかとこのところですが、総務大臣がⅡ型についての補助基準額を定めておられて、これがこの金額相当になっているのではないかと考えております。ただ、その基準額につきましては、車両の艀装費用等が含まれておられない状況でございますので、4,600万円で購入できるものでもないということでもあります。基準額から2分の1相当が補助されるということでもあります。以上でございます。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) まず、補助金の活用の部分についてお答えいたします。

今回の救助工作車の更新にあたりましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用いたします。こちらは、緊急消防援助隊に出場登録する際に、その車両の更新に対して付けられる補助金でございます。補助基準額は先ほど議員が仰られましたとおり、4,772万9千円という額が補助基準額になっております。その補助基準額の2分の1、2,386万4千円というのが、車両部分に対する補助金の金額になります。併せまして導入します資機材に対しましても、補助が適用されます。資機材の方については補助基準額が2,748万4千円。そちらの2分の1が適用されますので、1,374万2千円となります。合計しまして、3,760万6千円という額での補助金の歳入を見込んでおります。

続きまして、一般競争入札についてのご質問でございます。消防での入札案件は消防車両や資機材の購入、また、庁舎設備の修繕や保守業務委託などがそのほとんどを占めております。先ほどの答弁と重複いたしますが、いずれも専門性が高く履行できる業者が限られてきますので、一般の入札には適さないということと、安定した消防活動のために価格による選定に加えて、確かな品質であることも重視しまして、実績を調査した上での指名による入札を行っております。その際、業者を選定するにあたりましては、両市における登録業者の中から取り扱い業務や取引の実績を調査し、入札参加機会を平等に保つ意味も込めまして、参加可能な全ての業者に対し指名通知を行う方法を取っております。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(大東議長) 岸田議員

(岸田議員) 意見として述べさせていただきます。

色々とお伺いありがとうございました。補助に関してはわかりましたが、改めてこういった補助のことについても、資料がいただけたらありがたいと思います。

最後の点なんですけど、更新が様々あるということで、色々な計算をして、より公平公正な税金の使い道ということも考えていただきながらやって、計画を立てておられるというのは、一定理解はしました。そういった内容も、今後も引き続き出てくる案件だと思いますので、私も計画などを見

させていただいて、また改めて一般競争入札が本当に可能性としてないのかどうかも含めて、継続して取り上げさせていただきたいと思います。色々とありがとうございました。

(大東議長) 他に質問はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第6号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 【日程第10 大東四條畷消防組合職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について】

(大東議長) 次に、日程第10 議案第7号 大東四條畷消防組合職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第7号 大東四條畷消防組合職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページと議案説明資料の3ページをご覧ください。

本案は、押印に係る規定等の整備に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。国では、全ての行政手続きを対象に、原則として、書面、押印、対面を不要とするための各種手続きの見直しが行なわれているところでございます。そうした中、令和3年3月の政令改正により、国家公務員等のサービス宣誓において、署名押印が不要となったことに伴い、組合職員のサービス宣誓についても政令に準じ改正を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 天野です。よろしく申し上げます。

大東市の市議会でも出てきまして、国の方針といいますか、政令の改正によって押印を省略してサインだけにしていくという流れに見えます。大東市でも質疑の中にあっただのですが、実際には新入職員の方に対して、1回のみ宣誓書を書いていただく時に押印を無くしてサインに変えるということになりまして、大東市では正職員の方が大体、毎年数十名と会計年度任用職員が大体200名程度あるということだったのですが、大東四條畷の消防組合に関しまして、これを適用させた場合なんですけども、新入の消防職員の皆さんと、あと委員という言葉がありますけども、この委員についてはなんの委員を指してるかということをちょっとご説明いただいた上で、実際に年間、何名ほどの方が対象になっているのかという状況についてお伺いをいたします。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

宣誓の対象となりますのは消防職員では新規採用職員、委員では公平委員会委員となります。新規採用職員は入職時に宣誓し、公平委員会委員は新たに選任された時に宣誓を行っていただいております。公平委員会委員については、任期継続中は再度の宣誓は行いませんので、年間での人数といたしましては、その年度の新規採用職員が数名程度、宣誓を行っているという状況です。過去3年間で申し上げますと、いずれも1年当たり3名ずつというような状況でございます。以上です。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 対象者については少ないという感じがいたします。

今後の動きについて、消防組合ではどのように考えられているのかということについて、お聞きをしたいのですが、まず1点、職員の業務を一定効率化するとか簡素化するという意味と、消防関係の申請、例えば危険物取扱でありますとか、火気使用などのあらゆる申請があると思えます。そういった申請で市民の方が利便性を上げて申請もしやすくなるという意味では、非常に歓迎できるのではという考えですけども、まず、こういった申請について今後、押印についてはどのように署名だけでやろうとされているのか計画についてあればお伺いします。

もう1点は、この押印を無くしていくという動きにつきましては、やはり国の今後のデジタル推進化ということもひとつ流れとしては汲まれているかとは思っています。この問題については、ここで

も申し上げることなく、色んな問題というのにも含まれておりますけども、大東四條畷の消防組合において、今後、建物の大改修の時期とかという計画も出されているかと思えます。そういった計画の、改修も進めていく中におきまして、デジタル化の業務の効率化も併せての導入とか改修といった計画があるのであれば、そこらの今、考えられている状況があれば、ご説明をお願いいたします。以上です。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 現状では事務所管ごとに見直しを進めておりまして、主に内部手続きの関係書類から押印を削除する改正を順次行っております。それに伴い各種申請書等における押印や署名の規定も随時廃止しているところでございます。

外部手続きによる申請書等の受付につきましては、基本的に対面での対応を行っているのが現状でございます。

今後は、紙媒体からデジタル媒体での手続きを可能にするための措置を検討することが必要になってくると考えます。以上です。

(馬場予防課長) 議長

(大東議長) 馬場予防課長

(馬場予防課長) 危険物関係等の申請に関するご質問ですが、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則並びに関係告示等が令和2年12月25日付けで改正され、予防関係の各法令等で規定されている様式の押印欄が削除されました。これに伴い、法令で申請、届出が義務付けられている様式については、押印をすることなく申請、届出を行うことができるようになりました。

火災予防分野におけるデジタル媒体での手続きについては、現在、国の検討会において検討が行われており、今年度中に標準モデル報告書やマニュアルが公表される予定としております。その結果を受け、デジタル媒体での手続きが出来るように進めていきたいと考えております。以上でございます。

(堤総務課長) 議長

(大東議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 今後のデジタル化導入に向けての改修の予定についてのご質問でございます。

現時点でデジタル導入していくためには、現在、行っておる押印の手続きや対面の手続きの代替措置となる手法をまず検討する必要があると思えます。現在、その段階でございまして、庁舎の改

修に併せての大きなデジタル化導入というような計画は、今のところ立てられておりません。以上です。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 以上です。ありがとうございます。

(大東議長) 他に質問はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。討論はございませんか。先ほどはすみません。討論を飛ばしてしまいました。申し訳ございません。

討論もないようでございます。

それでは、ただちに採決に入ります。

これより議案第7号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和3年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(大東議長) 本臨時会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして、令和3年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご起立ください。

「礼」「ありがとうございました。」

お疲れ様でございました。

【閉会 14時27分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大東 真司

2 番議員 天野 一之

7 番議員 岸田 敦子